

令和5年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度6月補正予算等関係)

子育て・人財局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年6月定例会議案説明資料目次

子育て・人財局

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		子育て王国課	4
		家庭支援課	10
		総合教育推進課	19
2 歳入歳出事項別明細書		22	
3 節の明細		26	
4 債務負担行為に関する調書		27	

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第19号	財産を無償で貸し付けること(鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設)についての議決の一部変更について	子育て王国課	29
第26号	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例	家庭支援課	30

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	子育て王国課 家庭支援課	33

議案説明資料総括表

子育て・人財局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て王国課	6,987,843	1,636,949	8,624,792	51,491	0	99,387	1,486,071	
家庭支援課	3,159,083	78,872	3,237,955	17,581	<5,500> 11,000	6,320	43,971	
総合教育推進課	4,085,476	13,236	4,098,712	5,000	0	0	8,236	
合計	14,232,402	1,729,057	15,961,459	74,072	<5,500> 11,000	105,707	1,538,278	県費負担 1,543,778

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説明】

主な事業

- ・カップル倍増プロジェクト推進事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」構築事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」とっとり子育てプレミアムパートナー事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」保育人材緊急確保・定着促進事業
- ・ヤングケアラー支援強化事業
- ・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関設置促進等事業
- ・願いに寄り添う妊娠・出産応援事業
- ・医学的検証によるこどもの安全・安心創出モデル事業
- ・「シン・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業
- ・産後ケア実施のための施設整備支援事業
- ・いろんなこどもたち相互理解促進事業

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課(内線:7573)
→事業実施:子ども家庭部子育て王国課
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	110,409	41,468	151,877				41,468	
トータルコスト	114,308	42,248	156,556	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.1人	0.6人	契約事務、関係機関との連絡調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取砂丘こどもの国の設置目的を実現し、魅力ある管理運営を実施するため、当初は予定していなかったが修繕が必要になった箇所について、補正するものである。

2 主な事業内容

(単位:千円)

細事業名	内容	補正額
修繕関係費	施設の修繕、新設等 水の遊び場プール・プールサイドの全面改修	41,468
合計		41,468

3 事業目標・取組状況・改善点

鳥取砂丘こどもの国は、昭和48年に整備された施設で、平成11年のリニューアルから20年以上が経過し、定期的な遊具の更新や経年劣化が見られる施設の整備が必要である。

令和5年5月の開園50周年に合わせて、今後のこどもの国の魅力向上に向けて施設利用者から意見を聴取するために開催した「鳥取砂丘こどもの国魅力向上に向けた検討会」での意見や、障がい福祉関係団体からの意見を踏まえ、今後も継続した施設整備を行っていく。この度は、プールサイドの地盤沈下、ゴムチップの劣化、階段木材の腐食等が進行している夏の一番人気の遊び場である水の遊び場プールの全面改修を行う。

[鳥取砂丘こどもの国魅力向上に向けた検討会での主な意見]

- ・ これまでも遊具を更新した翌年は入園者数が増加している。今後も定期的な遊具更新が必要。
- ・ 保護者がゆっくりできるような東屋や休憩舎がもっとほしい。

[障がい福祉関係団体からの主な意見]

- ・ 介助が必要な人でも使いやすいトイレとしてほしい。
- ・ 休憩スペースが少ないため、日陰をつくってほしい。
- ・ サポート付き遊具を設置して、誰でも使えるようにしてほしい。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）
→事業実施：子ども家庭部子育て王国課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)カップル倍増プロジェクト推進事業	0	22,863	22,863	1,760			21,103	
トータルコスト	0	24,422	24,422	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	委託契約事務、補助金交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方を自らの望むかたちで成婚へとつなげられるよう、未婚者同士の1対1のマッチング事業を実施するとっとり出会いサポートセンター（以下、「えんトリー」という。）の機能強化や活用策の拡充により、出会いの機会創出を促進し、カップル数の倍増と成婚数の向上を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業名	内容	予算額
1 メタバース等のオンライン空間も活用した恋活・婚活イベントの開催	(1) オンラインイベントの開催 メタバースやオンラインミーティング等を活用した恋活・婚活イベントを開催し、対面でのコミュニケーションに苦手意識を持つ方に対して出会いのハードルを下げ、円滑な出会いの機会を創出する。 (2) 対面イベントの開催 生活経済圏を一にする隣県（島根県、岡山県、兵庫県）の婚活支援センター等と連携したイベントを開催する。	11,428
2 出会いの機会を創出するイベントを実施する企業・団体への支援	多様な出会いの機会を創出するイベントを実施する企業・団体に対して、そのイベント実施経費を支援する。 (1) 民間企業に対する補助制度の創設 ＜補助対象＞民間企業 ＜補助率＞1/2 ＜補助上限＞1,000千円（1イベントあたり300千円） (2) 既存の非営利団体等に対する補助上限の引上げ 300千円 → 1,000千円（1イベントあたり300千円）	5,000
3 えんトリー・ナコード（縁ナビ）による支援の強化	縁ナビ統括リーダー（仮称）を配置し、地域を超えた縁ナビの横の繋がりを強化し、より広域的な出会いを会員に提供する。また、縁ナビに対して、リーダーによる講習を実施し、蓄積されたノウハウを縁ナビに横展開していく。	663
4 ボランティアへの成果報酬助成・表彰制度の創設	縁ナビ等へ成婚数に応じた成果報酬を支給する市町村に対する補助金交付や実績に応じた感謝状の授与を通じ、さらなる縁ナビの増、活動推進に繋げる。 ※成果報酬は100千円/件を上限とする。	1,025
5 えんトリーのAIマッチングシステム機能強化	性格診断機能をマッチングシステムに追加することで、回答者の性格を類型化し、タイプが合う相手をAIがマッチングすることで、結婚を希望する方の早期の出会いの機会の提供に繋げる。	2,347
6 若年層へのえんトリー登録会費割引キャンペーン	20代を対象に登録費用・更新費用の半額キャンペーンを実施することで、若年層の新規会員の獲得を図る。	500
7 民間のマッチングアプリとの連携	民間のマッチングアプリ運営会社と連携し、トラブルに巻き込まれないためのアプリ利用方法等に関する婚活リテラシーの向上セミナーを開催する。	300
8 婚活応援に関する機運醸成	行政が行う出会い・婚活支援のイメージアップ（「堅苦しい」から「カジュアル」へ）やえんトリーの広報等を目的とした動画を作成し、SNSを活用した若年層を狙ったターゲティング広告を行う。	1,600
合計		22,863

3 事業目標・取組状況・改善点

結婚を望む方に対して、えんトリーの運営等を通じて、出会いの場づくりの支援を行ってきた。

- ・えんトリー登録者数：1,276名
- ・成婚数：211組（令和5年3月末時点）

引き続き、出会い・結婚を求める方に対する機会の創出に取り組み、少子化対策へと繋げる。

- ・目標数：カップル成立500組

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課 (内線: 7573)
→事業実施: 子ども家庭部子育て王国課
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「シン・子育て王国とっとり」構築事業	0	3,306	3,306				3,306	
トータルコスト	0	4,865	4,865	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	こども等からの意見の収集、収集した意見の集約、「こども計画」への意見の反映				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

これまで進めてきた「子育て王国とっとり」の施策や取組について、こどもや子育て中の方、若者などの意見を幅広く収集し、当事者の視点を取り入れるとともに、既存のこども関連計画（「子育て王国とっとり推進指針」、「とっとり若者自立応援プラン」、「子どもの貧困対策推進計画」）を包括的に見直すことにより、新たに「シン・子育て王国とっとり計画（仮称）」（以下「シン・子育て計画」という。）を策定し、子育て王国ととりの取組を更に推進する。

(参考)「シン・子育て計画」策定に係る背景

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年秋頃には「こども大綱」が閣議決定される予定。同法第10条では、国の「こども大綱」を勘案して、県は「シン・子育て計画」を策定するよう努めるとともに、同計画を策定する場合は、県子ども・若者計画及び子どもの貧困対策の推進に係る計画と一体のものとして策定することができるとされている。

また、同法第11条では、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、施策の対象となるこども、こどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。

2 主な事業内容

以下の方法により、こどもや子育て中の方、若者の意見・提案を幅広く収集するとともに、収集した意見等について、子育て王国とっとり条例に基づく「子育て王国とっとり会議」に諮った上で「シン・子育て計画」に反映させる。

(1) ワークショップ等開催事業

「シン・子育て計画」の策定等に向け、こどもや子育て当事者の意見を反映するため、ファシリテーターと共に学校や子どもの居場所などを訪問の上ワークショップ等を開催し、実情や課題の把握と現在の支援策等に係る当事者の意見等を収集する。

また、別事業で実施予定の「シン・子育て王国とっとりフェス」の中で、こどもの代表等によるフォーラムを開催し、こどもの権利・居場所、県のこども関連施策や支援等についての意見や提案を頂く。

(2) SNS等を活用した意見募集

紙面による意見募集に加え、こども専用サイト「キッズポータル」内に意見箱（応募フォーム）を設置し、こどもや若い世代の利用率が高いSNS（YouTube、TikTok等）により配信・周知することで、幅広く意見募集を行う。収集した意見等は集約の上、「子育て王国とっとり会議」で議論し、「シン・子育て計画」や今後の施策に反映する。

[想定スケジュール]

時期、国の動き	子育て王国とっとり会議（審議機関）
令和5年度 6月	第1回会議 ・子育て王国とっとり推進指針の改訂について ・6月補正予算案の概要について ・「シン・子育て王国とっとり」に向けた検討体制について
6月 骨太方針 秋頃 こども大綱 12月	第2回会議 ・「シン・子育て計画」の審議
2月	第3回会議 ・「シン・子育て計画」の最終審議
3月	子育て王国とっとり条例の改正、「シン・子育て計画」の策定

3 事業目標・取組状況・改善点

こどもや子育て中の方、若者などの意見を幅広く収集し、現在の「子育て王国とっとり推進指針」、「子どもの貧困対策推進計画」及び「とっとり若者自立応援プラン」を一体のものとして整理・調整の上、今年度中に「シン・子育て計画」として策定する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7192）
→事業実施：子ども家庭部子育て王国課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「シン・子育て王国とっとり」とっとり子育てプレミアムパートナー事業	0	5,844	5,844				5,844	
トータルコスト	0	7,403	7,403	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	審査・登録事務、委託契約事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

妊娠・出産・子育てを支援する企業・団体を「とっとり子育てプレミアムパートナー（仮称）」（以下、「プレミアムパートナー」という。）として登録し、県とプレミアムパートナーが連携して、地域における子育ての機運醸成に向けた取組を行う。

[プレミアムパートナー]

地域における子育てを応援する機運の醸成に参画する意向がある企業及び団体例)

- ・以下の制度の認定を受けており、かつ子育てを積極的に支援している企業
イクボス・ファミボス宣言企業、男女共同参画推進企業、家庭教育推進企業 等
- ・地域で妊娠・出産・子育てを応援する取組を1年以上継続的に行っている団体等

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
プレミアムパートナーの活動展開	プレミアムパートナーの登録促進と活動周知を図るための取組を実施する。 ・プレミアムパートナーと分かるアイテム（バッジ等）の作成 ・プレミアムパートナーの活動内容の周知（動画・チラシの作成・配信・配布、広告掲載） ・プレミアムパートナーの取組を参考としたい企業・団体とプレミアムパートナーとのマッチング ・優れた活動を行うプレミアムパートナー及び子育て支援に長年貢献してきた個人の表彰（シン・子育て王国表彰） ・県内就職を目指す学生等に向けたプレミアムパートナー企業の職場環境のPR（就職説明会参加、冊子掲載）	2,844
シン・子育て王国とっとりフェスの開催	プレミアムパートナーをはじめとした子育て支援に携わっている方が参加する「シン・子育て王国とっとりフェス（仮称）」を開催する。 (ステージイベント) ・こどもの代表が県の子育て施策等への意見や提案を行う「子育てフォーラム」 ・地域における子育て活動の取組紹介 ・表彰式（子育て川柳コンテスト、シン・子育て王国表彰） (地域の子育て団体等によるブース設置) ・子育てに関する体験ブース（妊婦体験、子育て体験、モノづくり体験 等） ・出張子育て相談コーナー ・フリーマーケットブース	3,000
合計		5,844

3 事業目標・取組状況・改善点

「とっとり子育て隊」について、平成22年8月以降、ボランティアとして子育て支援活動を行う個人、団体、企業を登録・公表し、地域での子育て機運醸成を図ってきたが、創設から12年経過し、登録内容と子育て世帯のニーズのミスマッチも見られることから、実績・実行力のある団体・企業を登録し、その取組を横展開する制度にリニューアルし、企業や地域での子育て機運を更に醸成する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）
→事業実施：子ども家庭部子育て王国課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「シン・子育て王国とっとり」保育人材緊急確保・定着促進事業	0	44,302	44,302	28,568			15,734	
トータルコスト	0	45,861	45,861	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金業務（交付要綱作成、交付決定、額確定）等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国において保育士の配置基準の見直し等が議論されている中、県内市町村からは、保育士のなり手不足解消や現場の負担軽減を求める声が多く聞かれた。保育の受け皿拡大とさらなる質の向上を図るために保育士等の確保は喫緊の課題であることから、国に先駆けて、緊急的に、保育士等の就職支援を強化するとともに、現場の負担を軽減するための施策に市町村と一体となって取り組む。

2 主な事業内容

以下の事業を実施する市町村に対し、必要な経費の一部を助成する。

(単位：千円)

区分	内 容	補助率	予算額
(1) 潜在保育士等就職支援強化事業	保育施設に就職した潜在保育士等に対して奨励金を支給するのに要した経費の一部を助成する。 【対象者への支給額】 ・潜在保育士（有資格者）10万円 ・子育て支援員等（無資格者）3万円 ※就職から1年経過後に支給するため、令和5年度は制度要求のみ	県1/2 市町村1/2	0
(2) 保育対策総合支援事業費補助金 (保育体制強化事業)	保育施設で働く保育士の負担軽減を図るため、保育施設が行う保育支援者の配置に要する経費の一部を助成する。 【対象経費】 保育体制強化事業（保育士の補助業務を行う保育支援者の配置及び児童の園外活動時の見守り等を行う取組）の実施に必要な経費	国1/2 県1/4 市町村1/4	38,505
(3) 鳥取県保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業)	保育施設で働く保育士と保護者の負担軽減を図るため、保育施設での使用済みおむつの処分に要する経費の一部を助成する。 【対象経費】 おむつの処分に必要なおむつ箱の購入費 等	国1/3 県1/3 市町村1/3	5,797
合 計			44,302

3 事業目標・取組状況・改善点

奨励金制度創設により潜在保育士等の就職を促進するとともに、保育施設における保育士等の負担軽減に取り組むことで、さらなる保育士の確保及び定着を図っていく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7046）
 →事業実施：子ども家庭部子育て王国課
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費 (児童福祉総務費)	1,006,524	1,519,166	2,525,690	21,163		<使用料 98,331、 受託収入30、 雑入1,026> 99,387	1,398,616	

事業内容の説明

事業内容

7月組織改正に伴う職員人件費の補正である。

- (1) 職員 188名分
- (2) 会計年度任用職員 40名分

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）
 →事業実施：子ども家庭部家庭支援課
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等体制強化補助事業	70,199	11,433	81,632	5,716			5,717	
トータルコスト	78,776	12,213	90,989	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.1人	1.2人	補助金交付事務、事業者・関係機関との調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費を補助する。

2 主な事業内容

医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童の円滑な支援を行うため、国の職員配置基準を超えて看護師を配置する際の人件費を補助する。

(単位：千円)

区分・細事業	事業概要	補正額
(新) 医療機関等連携強化事業	医療機関等連絡調整員（看護師）を配置するための人件費を補助する。 ・実施主体：児童養護施設等 【県補助率】 10/10 【財源】 国1/2、県1/2 （鳥取こども学園乳児院1か所、鳥取こども学園児童心理治療施設1か所）	11,433
合計		11,433

3 事業目標・取組状況・改善点

本事業は、入所者に対するケアの充実、支援体制の強化とともに、職員配置の安定化も目的としている。鳥取こども学園から、服薬管理などの医療面における配慮が必要な児童の増加（※）に伴い、人件費の補助を受けて国の配置基準を超えて職員を配置したいとの要望があったもの。

- ※・鳥取こども学園乳児院 R2年度 6名 → R4年度 9名
- ・鳥取こども学園児童心理治療施設 R2年度 16名 → R4年度 23名

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）
→事業実施：子ども家庭部家庭支援課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
米子児童相談所事務所改修工事	81,102	〔債務負担行為〕 23,059	〔債務負担行為〕 23,059		〔債務負担行為〕 11,000 <5,500> 11,000		〔債務負担行為〕 12,059	県費負担 17,559
トータルコスト	81,882	23,839	105,721	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	契約事務、関係機関との連絡調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

事務室の増築工事を行うにあたり、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、トイレの改修や車いす利用者用の駐車場の整備等を行う。

2 主な事業内容

工事場所	米子児童相談所（米子市博労町四丁目）
設計・工事 必要期間	工事：令和5年11月～令和6年5月（約7ヶ月）
必要経費	○工事費：17,798千円 ・建築 ・電気設備 ・機械設備 ○設計委託費：1,632千円 ・直接人件費 ・諸経費 ・技術経費 ○監理費：3,629千円 ・直接人件費 ・諸経費 ・技術料等経費
主な追加工 事の内容	・1階及び2階のトイレ改修（計4か所） ・車いす利用者用駐車場の改修（屋根の設置）

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（内線：7863）
 →事業実施：福祉保健部孤独・孤立対策課
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ヤングケアラー支援強化事業	14,877	3,201	18,078	1,316			1,885	
トータルコスト	17,996	3,981	21,977	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	関係者・事業者との連絡調整、委託契約事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、SNSを活用した意見交換の場を設置するとともに、ヤングケアラーに関する啓発の強化を図るため、出前授業を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
(新) ヤングケアラーのためのSNS上の集いの場	ヤングケアラー同士が悩みや経験をより気軽に共有しやすくするため、SNS上に集いの場（ヤングケアラーがチャットを通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場）を設置するとともに、管理者を配置して参加者に助言や情報提供を行う事業者に対して、運営費の補助を行う。 【県補助率】 10/10 【財源】 国2/3、県1/3	2,868
(新) ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、子どもに対してヤングケアラーや相談窓口等の理解促進を図る。 【財源】 単県	333
合計		3,201

3 事業目標・取組状況・改善点

ヤングケアラー対策においては、「周囲がいち早く気付くこと」「子ども自身が自認すること」「具体的な支援に繋ぐこと」が重要であり、R3年4月に各児童相談所に相談窓口を設置したり、同年10月には県内全中高生にリーフレットを配布したりするなど、子ども自身や周囲の大人の気付きと早期の相談を促進した。さらに、ヤングケアラー実態調査結果（R3年7月）や対策会議の意見等を踏まえ、R4年度からLINE相談、オンラインサロン開設、電話相談24時間化、支援機関への研修助成などヤングケアラーに対する支援体制を強化してきた。
 子どもにとって公的機関への相談は心理的ハードルが高いため、本事業によりSNS上の交流の場を作ることで、より気軽に参加できるようにし、ヤングケアラー同士の交流を更に支援するとともに、具体的な支援に繋げていく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
2項 児童福祉費
1目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）
→事業実施：子ども家庭部家庭支援課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関設置促進等事業	0	8,353	8,353	453		<基金繰入金> 6,320	1,580	
トータルコスト	0	10,857	10,857	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.7人	0.7人	補助金事務、市町村との連絡調整				

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、母子保健の相談機関である子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談機関である子ども家庭総合支援拠点を一体化した相談機関の「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることから、市町村における「こども家庭センター」の設置を促進するため支援等を行う。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
母子保健・児童福祉一体的相談支援機関の設置促進	市町村における「こども家庭センター」の設置を促進するため、統括支援員の配置及び家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に必要な費用を支援する。 (国(安心子ども基金) 2/3、県 1/6、市町村 1/6) (1) 統括支援員の配置支援 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点において、情報共有・業務の協働対応などによる一体的な取組の強化の中心的な役割を担う統括支援員の配置を行う市町村に対して支援を行う。(鳥取市) (2) 家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援 訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。(鳥取市)	7,900
乳幼児身体発育調査	乳幼児身体発育調査(※)に係る事務員を配置する。 ※厚生労働省が10年に1度、全国から抽出した地区や病院(国が選定中)を対象に乳幼児の身体発育の状態を調査。前回はH22実施。	453
計		8,353

3 事業目標・取組状況・改善点

市町村では、これまで母子保健と児童福祉の各分野の相談機関が連携することによって、子どもの包括的支援を行ってきたが、それぞれの機関が物理的に離れている等の理由から、支援体制の不安定性や支援の継続性に課題があった。

そのため、子どもや子育て世帯が抱える困難を母子保健と児童福祉の両面から包括的に支援する「こども家庭センター」を設置するとともに、統括支援員を配置して母子保健と児童福祉の連携強化を図る。

「こども家庭センター」の設置は、令和6年4月から市町村の努力義務とされるが、安心こども基金を活用して先行実施が可能となっているものであり、鳥取市が令和5年度の設置を予定している。(他市町村は未定)

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
1項 公衆衛生費
5目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）
→事業実施：子ども家庭部家庭支援課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	103,346	3,126	106,472	512			2,614	
トータルコスト	121,732	4,685	126,417	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.8人	0.2人	3.0人	ネットワーク会議の開催、検査費にかかる助成業務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

妊娠・出産を望む方への包括的な支援体制を構築するため、関係機関によるネットワーク会議を開催し、必要な支援等を検討する。また、重篤な遺伝性疾患をもつ子どもが生まれる可能性がある夫婦が希望した場合に実施される、着床前検査（PGT-M）費用について支援を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
(新) 願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議	<p>妊娠・出産を望む方への包括的な支援体制を構築するため、ネットワーク会議を開催する。</p> <p>【主な協議テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊症・不育症の方への支援 ○ 出生前診断の相談支援体制 ○ 死産・流産の方への心身のケア体制 ○ プレコンセプションケア（※）の理解・啓発 ○ 産後ケアの推進 等 <p>（※）将来の妊娠・出産を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと</p> <p>【構成機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター（鳥取大学医学部附属病院） ・地域周産期母子医療センター（県立中央病院） ・特定不妊治療指定医療機関 （タグチIVFレディースクリニック、県立中央病院、医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック、鳥取大学医学部附属病院、彦名レディースライフクリニック） ・出生前検査認証医療機関 （鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院、県立厚生病院） ・不妊専門相談センターはぐてらす （県立中央病院、医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック） ・鳥取県医師会、鳥取県産婦人科医会 ・鳥取県助産師会 ・性と健康の相談センター（保健所） ・市町村 <p>【財源】国1/2</p>	1,026
(新) 着床前検査（PGT-M）助成金交付事業	<p>着床前検査（PGT-M）に要した費用を助成する。</p> <p>【助成上限額】 1,050千円（夫婦1組につき1回助成する）</p> <p>※着床前検査（PGT-M）とは、重篤な遺伝性疾患をもつ子どもが生まれる可能性がある夫婦が検査を希望する場合で、医師が必要と認めた時に行われる検査。 検査によって遺伝子に病的変化があるかどうかを調べることができる。 保険適用外であるため、検査費用として100～150万円/1回が必要。 検査実施認定施設は、全国34施設あり、本県では、鳥取大学医学部附属病院が承認されている。</p> <p>【財源】単県</p>	2,100
合計		3,126

3 事業目標・取組状況・改善点

令和4年度にネットワーク会議の前段階となる準備会を開催し、医療機関及び市町村等の関係機関と出産・妊娠に係る諸課題について意見交換を行い取組状況の共有を行った。

今後は、関係機関等と連携して、妊娠・出産を望む方への包括的な支援体制を構築するとともに、妊娠・出産を望む方への願いに寄り添った支援を実施していく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
1項 公衆衛生費
5目 母子衛生費

家庭支援課(内線:7572)
→事業実施:子ども家庭部家庭支援課
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)医学的 検証によるこ どもの安全・ 安心創出モデ ル事業	0	8,403	8,403	7,749			654	
トータルコスト	0	10,249	10,249	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	委託業務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

医療機関、行政機関、警察等の関係機関と連携して、子どもの死亡検証に係る協力体制の構築及び専門家を交えた死因の検証等を行い、それらを踏まえた子どもの死亡の予防策に係る提言を行う「予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review、以下「CDR」という。)体制整備」に係る厚生労働省モデル事業を実施する。

※CDRとは

子どもが亡くなった際に、多職種の機関や専門家(医療、警察、行政、福祉関係者等)が、①子どもの死に至る直接・間接的な情報を収集し、②予防可能な要因について検証し、③効果的な予防対策を提言することで、子どもの命を守る体制を整備するための仕組み。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業	事業概要	予算額
予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業	医療機関、行政機関、警察等の関係機関と連携して、子どもの死亡に関する情報の収集を行うとともに、その死因について多角的に検証し、効果的な予防策を検討するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。 【財源】国10/10	7,749
	死因究明のためのアプローチ(検査等) 子どもの死因究明のため、より実効性の高い検証が可能となる検査等を行う。 【財源】単県	654
合計		8,403

3 事業目標・取組状況・改善点

関係機関・団体に所属する者が参加する「CDR 関係機関連絡調整会議」を定期的で開催して協力体制を構築し、県内全ての子どもの死亡症例を対象として死因に係る情報収集及び検証を行い、必要に応じて多機関・専門家の参画による「多機関検証委員会」を開催して多角的な検証(個別検証及び外観検証)を行う。

鳥取県では、年間40~50名の子どもが死亡しており、経年的にみても減少傾向は見られない。このうち病气以外の死亡(事故、自殺、虐待等)は年間10名以上あり、予防可能な死亡である可能性がある。死因を専門的見地から丁寧に検証し、予防策を検討し、将来ある子どもの命を守る施策につなげる。

【参考(20歳未満の子どもの年齢別・年次別死亡数)】 (人)

区分	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
0歳	13	17	25	11	16
1~4歳	6	7	6	0	8
5~9歳	11	0	7	5	9
10~14歳	2	3	0	2	5
15~19歳	15	12	13	10	15
計	47	39	51	28	53

【参考(20歳未満の子どもの死因別状況)】 (人)

区分	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
病气によるもの	30	28	38	19	36
病气以外(事故、自殺、虐待等)	17	9	11	9	13
不明	0	2	2	0	4
計	47	39	51	28	53

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
1項 公衆衛生費
5目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）
→事業実施：子ども家庭部家庭支援課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「シン・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業	0	8,000	8,000				8,000	
トータルコスト	0	9,559	9,559	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付要綱作成、補助金交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、市町村と協働して令和6年度からのこどもの医療費完全無償化に取り組む。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
鳥取県特別医療費（小児）助成事業事務費補助金	<p>小児医療費の無償化に伴う市町村におけるシステム改修や受給資格証再発行等に必要な経費について補助を行う。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修費（委託料） ・受給資格証の再発行等（印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、使用料、人件費、その他必要経費） <p>【補助率】 1 / 2</p>	8,000

3 事業目標・取組状況・改善点

小児特別医療費助成については、昭和48年に市町村と協働した取組として開始し、平成20年4月に小学校就学前まで、平成23年4月に中学校卒業まで、平成28年4月には18歳到達後の年度末まで順次拡大してきた。今後、子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、令和6年4月から市町村と協働して小児医療費完全無償化を実施する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
1項 公衆衛生費
5目 母子衛生費

家庭支援課(内線:7572)
→事業実施:子ども家庭部家庭支援課
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)産後ケア実施のための施設整備支援事業	0	7,500	7,500				7,500	
トータルコスト	0	9,839	9,839	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	補助金交付要綱改正、補助金交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

産後ケア事業の利用者拡大を受け、ニーズに沿った必要な支援が行えるよう、新たな産後ケア施設の設置を促進するため、産後ケア事業の実施に必要な増改築又は改修に要する経費の助成を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
産後ケア施設(デイサービス型)・設備整備事業	<p>デイサービス型の産後ケアを行う施設を増やすため、施設設置に必要な増改築又は改修に要する工事費、備品購入費及び賃借料等を助成する。</p> <p>【実施主体】 市町村又は事業所 【補助上限額】 1か所あたり1,000千円 【補助率】 (1)市町村補助あり 県1/2、市町村1/4、事業者1/4 (2)市町村補助なし 県1/2、事業者1/2</p>	3,000
産後ケア施設・設備整備事業	<p>宿泊型産後ケアを行う助産所を増やすため、事業実施主体を「助産所」から「産後ケア事業実施者」に拡充し、産後ケアを行うに当たって必要な増改築又は改修に要する工事費、備品購入費及び賃借料等を助成する。</p> <p>【実施主体】 市町村又は事業所 【補助上限額】 1か所あたり3,000千円 【補助率】 (1)市町村補助あり 県1/2、市町村1/4、事業者1/4 (2)市町村補助なし 県1/2、事業者1/2</p>	3,000
産後ケア無償化事業	<p>市町村が実施する産後ケア事業を利用した者の利用料(個人負担額)相当額に対し県及び市町村が共同で助成し、個人負担額を無料とする。</p> <p>【実施主体】 市町村 【補助上限額】 市町村の産後ケア事業費の2割 【補助率】 県10/10</p>	1,500
合計		7,500

3 事業目標・取組状況・改善点

・令和2年度に県独自の利用料無償化事業を開始して以降、産後ケアをためらうことなく利用することができるようになり、利用者数が大幅に増加し支援を希望する産婦へのケアが行き届きつつある。

【鳥取県産後ケア利用者数の状況】 (人)

	宿泊型		デイサービス型	
	令和4年	令和元年	令和4年	令和元年
利用者数	121人(527人)	26人(60人)	169人(426人)	33人(48人)
増加率	4.6倍(8.8倍)		5.1倍(8.9倍)	

※ () は、産後ケア利用者の延べ人数

・産後ケア事業に対する潜在ニーズにも応えて、必要な方に産後ケアが十分行き届くよう、引き続き施設整備支援に取り組む。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
1項 公衆衛生費
5目 母子衛生費

家庭支援課（内線：7572）
→事業実施：子ども家庭部家庭支援課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) いろんな子どもたち相互理解促進事業	0	5,797	5,797	1,835			3,962	
トータルコスト	0	7,643	7,643	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	委託事業				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

低出生体重児（リトルベビー）、希少・難治性疾患を抱える児童とその家族と地域社会との相互理解を促進し、効果的な寄り添い支援を行うため啓発活動等を行うとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実のため、ニーズ調査を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業	低出生体重児の子育てを支援する相互支援団体『鳥取リトルベビーサークルcuddle～カドル』の活動の活性化を図るため啓発イベントを実施する。 ※鳥取リトルベビーサークルcuddle～カドル～ 低出生体重児の子育てを支援するため母子手帳の副本（リトルベビーハンドブック）の作成を契機に結成した相互支援団体。	1,576
希少・難治性疾患の相互支援促進に向けた啓発事業	希少・難治性疾患の相互理解促進を図るため、（一社）つなぐプロジェクトと協同して「世界希少・難治性疾患の日」に合わせた、啓発イベントを開催する。 ※（一社）つなぐプロジェクト 日本財団2022年度「子ども第三の居場所」事業コミュニティモデルに採択され、令和4年11月14日から米子市内で、「te to te ～つなぐん家～（てとて つなぐんち）」を運営している。	550
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（ニーズ調査事業）	慢性疾病児童及びその家族が抱える不安等について、必要な支援を検討するため実態調査及び社会的資源の利用状況について調査を実施する。 【財源】国1/2	3,671
合計		5,797

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・令和4年12月にリトルベビーハンドブックを作成し、令和5年1月から医療機関、市町村等を通じて配付している。
- ・希少性・難治性疾患を抱える児童及びその家族は、決して多くはないため、患者である児童やその家族は周囲から理解され難い。また、家族であるきょうだいがヤングケアラーとなっていることもある。リトルベビーや希少性・難治性疾患を抱える児童及びその家族は、孤独を感じながら生活していることも少なくないため、周囲の理解促進を図る。
- ・慢性的な疾病がある児童等の自立や成長を支えるため、本県では平成27年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施し、児童の健康状態や生活環境に応じた生活支援を行っているが、自立に向けた支援をこれまで以上に充実するため、児童や家族の支援に対するニーズや課題を把握する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
 1 項 総務管理費
 8 目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）
 →事業実施：子ども家庭部総合教育推進課
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	〔債務負担行為〕 16,433 53,976	〔債務負担行為〕 1,205 236	〔債務負担行為〕 17,638 54,212				〔債務負担行為〕 1,205 236	
トータルコスト	58,654	1,016	59,670	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.6人	0.1人	0.7人	補助金交付事務				
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
安全で安心な教育環境の確保のため、私立高等学校等の施設整備事業に対する助成を行う。								
2 主な事業内容								
私立高等学校において、新たに校舎改修に伴う借入金が発生したため、私立学校振興資金利子補助金の増額補正を行う。								
<私立学校振興資金利子補助金> (1) 内 容 私立中学校・高等学校等の校舎等の改築（建替え）、大規模修繕事業等施設整備等のための借入金に係る利息の支払いに対しての助成 (2) 事業主体 私立学校等の設置者 (3) 対象経費 金融機関等への支払利息 借入利率又は年1%のいずれか低い率（最長10年間） (4) 実施校の概要 倉吉北高等学校（第二校舎改修） (5) 債務負担行為 令和6～15年度（1,205千円増）								
3 事業目標・取組状況・改善点								
私立中学・高校の老朽化した校舎等の改修やトイレのバリアフリー化を進めている。								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
 1項 総務管理費
 8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）
 →事業実施：子ども家庭部総合教育推進課
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	13,319	8,000	21,319				8,000	
トータルコスト	14,099	8,780	22,879	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

誰一人取り残さない学びの環境づくりの推進のため、児童生徒、保護者のニーズに応え学びの選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援する。

2 主な事業内容

学びの場として十分な相談・支援体制がとれるよう補助上限額を拡大するとともに、補助要件を満たすフリースクールの創設を見込み、所要の支援を行う。

(単位：千円)

区分	内容	現計 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
【拡充】鳥取県 フリースクール 連携推進事業補 助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイド ライン」に沿ってフリースクールを設置運営す る私立学校等の民間事業者に対して、運営費等 の助成を行う。 ・補助率：1/2 ・上限額：1団体あたり 4,000千円 (変更前 3,000千円)	9,500	8,000	17,500

3 事業目標・取組状況・改善点

令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校調査の結果によると、県内で認知されている不登校は1,336人で過去最多となった。要因として、「無気力・不安」が1位となっており、コロナ禍において生活環境が大きく変化し、人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもたちが増えた可能性があることが指摘されており、極めて深刻な状況にあるため、フリースクールなど更なる多様な学びの場の充実を図る必要がある。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7841）
→事業実施：子ども家庭部総合教育推進課
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)私立学校等物価高騰緊急対策支援事業	0	5,000	5,000	5,000				
トータルコスト	0	5,780	5,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	応援金支給事務等				

事業内容の説明 【「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

物価高騰の影響を受け、厳しい運営環境にある私立学校の学校寮、各種学校及びフリースクールに対して、緊急かつ臨時的に応援金を支給することにより、学びの継続を支援する。

2 主な事業内容

学校寮を設置している私立高等学校、各種学校及びフリースクールの設置者に応援金を支給する。

区分	支給対象者	支給額	予算額 (千円)
(1) 私立高等学校寮緊急対策支援事業	学校寮を設置している私立高等学校	1校あたり500千円	2,500
(2) 各種学校緊急対策支援事業	各種学校	1校あたり100千円 (うち自動車学校には、1校あたり100千円を加算)	2,100
(3) フリースクール緊急対策支援事業	フリースクール	1校あたり100千円	400
合 計			5,000

3 事業目標・取組状況・改善点

物価高騰の影響を受け、厳しい運営環境にある私立学校等の光熱費に対して応援金を支給し、学びの継続を支援する。

令和5年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

節	款 項 目	2 款 総務費											
					うち子育て・人財局								
								1 項 総務管理費			8 目 私立学校振興費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	660,086	28	660,114	3,089		3,089	408		408	408		408
2	給料	3,086,167	41,569	3,127,736	34,011		34,011						
3	職員手当等	3,484,185	21,065	3,505,250	17,593		17,593						
4	共済費	1,183,094	14,399	1,197,493	12,207		12,207						
	職員に係るもの(給与費)	1,063,637	14,399	1,078,036	11,781		11,781						
	賃金に係るもの(その他)	119,457		119,457	426		426						
5	災害補償費	300		300									
6	恩給及び退職年金	5,424		5,424									
7	報償費	314,715	8,862	323,577	620	5,000	5,620	115	5,000	5,115	115	5,000	5,115
8	旅費	241,074	6,019	247,093	1,559		1,559	874		874	874		874
	費用弁償	39,799		39,799	611		611	434		434	434		434
	普通旅費	149,391		149,391	638		638	380		380	380		380
	特別旅費	51,884	6,019	57,903	310		310	60		60	60		60
9	交際費	2,860		2,860									
10	需用費	640,884	6,190	647,074	1,402		1,402	100		100	100		100
	食糧費	17,214	20	17,234	130		130	30		30	30		30
	その他の需用費	623,670	6,170	629,840	1,272		1,272	70		70	70		70
11	役員費	521,176	3,947	525,123	533		533	70		70	70		70
12	委託料	6,416,040	313,665	6,729,705	1,490		1,490						
13	使用料及び賃借料	1,207,472	2,113	1,209,585	680		680	40		40	40		40
14	工事請負費	2,340,164	30,000	2,370,164									
15	原材料費	858		858									
16	公有財産購入費	3,554		3,554									
17	備品購入費	127,886		127,886									
18	負担金、補助及び交付金	9,786,383	657,130	10,443,513	4,277,529	8,236	4,285,765	3,656,731	8,236	3,664,967	3,656,731	8,236	3,664,967
19	扶助費	300		300									
20	貸付金												
21	補償、補填及び賠償金	38,443		38,443									
22	償還金、利子及び割引料	156,900		156,900	20,000		20,000	20,000		20,000			20,000
23	投資及び出資金												
24	積立金	222,794		222,794									
25	寄付金	34,820		34,820									
26	公課費	379		379									
27	繰出金	3,000		3,000									
	予備費												
	計	30,478,958	1,104,987	31,583,945	4,370,713	13,236	4,383,949	3,678,338	13,236	3,691,574	3,658,338	13,236	3,671,574
財源内訳	国庫支出金	2,536,929	388,170	2,925,099	1,469,037	5,000	1,474,037	1,467,570	5,000	1,472,570	1,467,570	5,000	1,472,570
	地方債	2,267,000	37,000	2,304,000	80,000		80,000						
	その他	2,731,793	52,500	2,784,293	317,514		317,514	409		409	409		409
	一般財源	22,943,236	627,317	23,570,553	2,504,162	8,236	2,512,398	2,210,359	8,236	2,218,595	2,190,359	8,236	2,198,595

令和5年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

節	款 項 目	3 款 民生費						2 項 児童福祉費					
					うち子育て・人財局						1 目 児童福祉総務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	363,926	4,734	368,660	124,401	88,808	213,209	124,238	88,808	213,046	123,987	88,808	212,795
2	給料	1,643,865	7,558	1,651,423	445,922	710,452	1,156,374	445,922	710,452	1,156,374	445,922	710,452	1,156,374
3	職員手当等	986,888	4,702	991,590	269,315	454,250	723,565	269,315	454,250	723,565	269,315	454,250	723,565
4	共済費	618,598	3,441	622,039	173,733	263,229	436,962	173,733	263,229	436,962	173,731	263,229	436,960
	職員に係るもの(給与費)	569,415	2,618	572,033	154,462	246,092	400,554	154,462	246,092	400,554	154,462	246,092	400,554
	賃金に係るもの(その他)	49,183	823	50,006	19,271	17,137	36,408	19,271	17,137	36,408	19,269	17,137	36,406
5	災害補償費												
6	恩給及び退職年金												
7	報償費	907,153	4,391	911,544	19,241	894	20,135	16,662	894	17,556	11,953	894	12,847
8	旅費	55,798	3,170	58,968	13,369	3,296	16,665	12,130	3,296	15,426	10,529	3,296	13,825
	費用弁償	15,153	108	15,261	5,875	2,880	8,755	5,777	2,880	8,657	5,640	2,880	8,520
	普通旅費	16,925		16,925	5,015		5,015	4,540		4,540	3,351		3,351
	特別旅費	23,720	3,062	26,782	2,479	416	2,895	1,813	416	2,229	1,538	416	1,954
9	交際費	200		200	100		100	100		100	100		100
10	需用費	142,117	1,000	143,117	22,534	1,000	23,534	19,266	1,000	20,266	11,999	1,000	12,999
	食糧費	1,460		1,460	379		379	344		344	301		301
	その他の需用費	140,657	1,000	141,657	22,155	1,000	23,155	18,922	1,000	19,922	11,698	1,000	12,698
11	役員費	55,646	1,020	56,666	10,324	1,000	11,324	8,182	1,000	9,182	7,153	1,000	8,153
12	委託料	3,614,057	208,649	3,822,706	2,250,600	28,297	2,278,897	2,211,733	28,297	2,240,030	325,617	28,297	353,914
13	使用料及び賃借料	82,448	823	83,271	17,917		17,917	15,757		15,757	14,260		14,260
14	工事請負費	374,746	59,266	434,012	98,732	59,266	157,998	98,732	59,266	157,998	98,732	59,266	157,998
15	原材料費												
16	公有財産購入費												
17	備品購入費	39,415		39,415	933		933	340		340	340		340
18	負担金、補助及び交付金	37,048,450	536,302	37,584,752	5,812,701	72,503	5,885,204	5,737,704	72,503	5,810,207	4,571,198	72,503	4,643,701
19	扶助費	1,593,795		1,593,795	110,347		110,347	109,186		109,186	3,203		3,203
20	貸付金	16,100		16,100	16,080		16,080	16,080		16,080	16,080		16,080
21	補償、補填及び賠償金												
22	償還金、利子及び割引料												
23	投資及び出資金												
24	積立金	1,514,897		1,514,897	10,018		10,018	10,018		10,018	10,018		10,018
25	寄付金	950		950									
26	公課費	47		47									
27	繰出金	3,311,990		3,311,990	2,518		2,518	2,518		2,518			
	予備費												
	計	52,371,086	835,056	53,206,142	9,398,785	1,682,995	11,081,780	9,271,616	1,682,995	10,954,611	6,094,137	1,682,995	7,777,132
財源内訳	国庫支出金	5,396,378	241,121	5,637,499	1,309,785	58,976	1,368,761	1,280,603	58,976	1,339,579	277,733	58,976	336,709
	地方債	276,000	11,000	287,000		11,000	11,000		11,000	11,000		11,000	11,000
	その他	2,832,380	145,634	2,978,014	115,341	7,376	122,717	102,049	7,376	109,425	82,218	7,376	89,594
	一般財源	43,866,328	437,301	44,303,629	7,973,659	1,507,312	9,480,971	7,888,964	1,507,312	9,396,276	5,734,186	1,507,312	7,241,498

令和5年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目 節	4 款 衛生費			うち子育て・人財局									
	補正前	補正額	補正後	1 項 公衆衛生費						5 目 母子衛生費			
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
													補正前
1 報 酬	395,909	690	396,599	2,478	36	2,514	2,478	36	2,514		36	36	
2 給 料	1,439,799	△ 52,906	1,386,893	7,558		7,558	7,558		7,558				
3 職 員 手 当 等	892,007	△ 26,810	865,197	4,188		4,188	4,188		4,188				
4 共 済 費	533,601	△ 18,326	515,275	3,044		3,044	3,044		3,044				
職員に係るもの(給与費)	498,729	△ 18,326	480,403	2,618		2,618	2,618		2,618				
賃金に係るもの(その他)	34,872		34,872	426		426	426		426				
5 災 害 補 償 費													
6 恩 給 及 び 退 職 年 金													
7 報 償 費	816,465	3,253	819,718	371	1,233	1,604	371	1,233	1,604	347	1,233	1,580	
8 旅 費	52,720	1,502	54,222	369	249	618	369	249	618	234	249	483	
費用弁償	12,792	198	12,990	72		72	72		72				
普通旅費	18,617		18,617	235		235	235		235	184		184	
特別旅費	21,311	1,304	22,615	62	249	311	62	249	311	50	249	299	
9 交 際 費	100		100										
10 需 用 費	538,880	605	539,485	964		964	964		964	850		850	
食 糧 費	47,130	5	47,135	2		2	2		2	2		2	
その他の需用費	491,750	600	492,350	962		962	962		962	848		848	
11 役 務 費	236,837	1,500	238,337	692		692	692		692	672		672	
12 委 託 料	3,593,050	163,544	3,756,594	42,419	13,708	56,127	42,419	13,708	56,127	37,097	13,708	50,805	
13 使用料及び賃借料	946,055	368	946,423	55		55	55		55	51		51	
14 工 事 請 負 費	983,143	12,000	995,143										
15 原 材 料 費													
16 公 有 財 産 購 入 費													
17 備 品 購 入 費	22,153		22,153										
18 負担金、補助及び交付金	11,061,726	141,769	11,203,495	249,061	16,550	265,611	249,061	16,550	265,611	238,564	16,550	255,114	
19 扶 助 費	1,414,926	1,050	1,415,976	151,705	1,050	152,755	151,705	1,050	152,755	61,542	1,050	62,592	
20 貸 付 金	980,790		980,790										
21 補償、補填及び賠償金	1,000		1,000										
22 償還金、利子及び割引料													
23 投 資 及 び 出 資 金													
24 積 立 金	469,097		469,097										
25 寄 付 金	77,830		77,830										
26 公 課 費	125		125										
27 繰 出 金													
予 備 費													
計	24,456,213	228,239	24,684,452	462,904	32,826	495,730	462,904	32,826	495,730	339,357	32,826	372,183	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	12,153,637	111,626	12,265,263	211,150	10,096	221,246	211,150	10,096	221,246	158,390	10,096	168,486
	地 方 債	731,000	10,000	741,000									
	そ の 他	804,719	64,701	869,420	562		562	562		562	550		550
	一 般 財 源	10,766,857	41,912	10,808,769	251,192	22,730	273,922	251,192	22,730	273,922	180,417	22,730	203,147

令和5年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目	子育て・人財局 合計			
	節	補正前	補正額	補正後
1 報 酬		129,968	88,844	218,812
2 給 料		487,491	710,452	1,197,943
3 職 員 手 当 等		291,096	454,250	745,346
4 共 済 費		188,984	263,229	452,213
職員に係るもの(給与費)		168,861	246,092	414,953
賃金に係るもの(その他)		20,123	17,137	37,260
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 報 償 費		20,232	7,127	27,359
8 旅 費		15,297	3,545	18,842
費用弁償		6,558	2,880	9,438
普通旅費		5,888		5,888
特別旅費		2,851	665	3,516
9 交 際 費		100		100
10 需 用 費		24,900	1,000	25,900
食 糧 費		511		511
その他の需用費		24,389	1,000	25,389
11 役 務 費		11,549	1,000	12,549
12 委 託 料		2,294,509	42,005	2,336,514
13 使用料及び賃借料		18,652		18,652
14 工 事 請 負 費		98,732	59,266	157,998
15 原 材 料 費				
16 公 有 財 産 購 入 費				
17 備 品 購 入 費		933		933
18 負担金、補助及び交付金		10,339,291	97,289	10,436,580
19 扶 助 費		262,052	1,050	263,102
20 貸 付 金		16,080		16,080
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料		20,000		20,000
23 投 資 及 び 出 資 金				
24 積 立 金		10,018		10,018
25 寄 付 金				
26 公 課 費				
27 繰 出 金		2,518		2,518
予 備 費				
計		14,232,402	1,729,057	15,961,459
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,989,972	74,072	3,064,044
	地 方 債	80,000	11,000	91,000
	そ の 他	433,417	7,376	440,793
	一 般 財 源	10,729,013	1,538,278	12,267,291

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助 及び交付金	私立学校施設整備費補助金	236
	鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	8,000
3 款 民生費		
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報酬	会計年度任用職員	40人
	乳幼児身体発育調査事務員報酬	1人
給料	一般職員	188人
負担金、補助 及び交付金	婚活イベント開催事業補助金	5,000
	縁結び仲人成果報酬支給補助金	1,000
	鳥取県保育対策総合支援事業費補助金	44,302
	児童養護施設医療機関等連携強化事業補助金	11,433
	SNSのヤングケアラーの集いの場開設支援補助金	2,868
	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関設置促進等事業補助金	7,900
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
5 目 母子衛生費		
報酬	いろんなこどもたち相互理解促進事業プロポーザル審査会委員報酬	36
負担金、補助 及び交付金	着床前検査助成金交付事業補助金	1,050
	鳥取県特別医療費（小児）助成事業事務費補助金	8,000
	産後ケア施設（デイサービス型）・設備整備事業補助金	3,000
	産後ケア施設・設備整備事業補助金	3,000
	産後ケア利用料無償化補助金	1,500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
令和5年度 米子児童相談所事務所 改修工事	家庭支援 課	総額 23,059千 円を限度 として、令 和5年度 に契約し た額から 令和5年 度に支出 した額を差 し引いた 額			令和6年度	23,059		11,000		12,059	トイレの改修や車 いす利用者用の 駐車場の整備等 を行う。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
								国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 私立学校施設整備費 補助金	総合教育 推進課	補 正 前	16,433	0	令和6年度から 令和15年度まで	16,433					16,433	私立学校振興資 金利子補助金の 増額補正を行う。
		補 正	1,205	0	令和6年度から 令和15年度まで	1,205					1,205	
		補 正 後	17,638	0	令和6年度から 令和15年度まで	17,638					17,638	

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設）についての議決の一部変更について																																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、旧鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家、旧柳茶屋キャンプ場）を一体的に活用したキャンプ場運営事業に係る事業者の再公募の結果、株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーションに決定したため、貸付の相手方及び貸付期間を変更するものである。</p> <p>2 概要 次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">変 更 後</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">変 更 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 財産の内容</td> <td colspan="3">1 財産の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地</td> <td>鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139ほか1筆</td> <td style="text-align: center;">29,328 平方メートル</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td>鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139ほか1筆</td> <td style="text-align: center;">29,328 平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">268.64 平方メートル</td> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">268.64 平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工作物</td> <td>鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139</td> <td style="text-align: center;">一式</td> <td style="text-align: center;">工作物</td> <td>鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139</td> <td style="text-align: center;">一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 相手方 <u>鳥取市千代水二丁目130番地</u> <u>株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーション</u></p> <p>3 貸付期間 <u>令和5年8月1日から令和15年7月31日まで</u></p> <p>4 理由 鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化を目的とした「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」により、鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、<u>旧</u>鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家、<u>旧</u>柳茶屋キャンプ場）を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、同事業を行う<u>株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーション</u>に対して、土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 相手方 <u>鳥取市千代水二丁目88番地</u> <u>株式会社鳥取砂丘ムーンパーク</u></p> <p>3 貸付期間 <u>令和4年9月1日から令和14年8月31日まで</u></p> <p>4 理由 鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化を目的とした「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」により、鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家、柳茶屋キャンプ場）を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、同事業を行う<u>株式会社鳥取砂丘ムーンパーク</u>に対して、土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。</p>	変 更 後			変 更 前			1 財産の内容			1 財産の内容			種類	所在地	数量	種類	所在地	数量	土地	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139ほか1筆	29,328 平方メートル	土地	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139ほか1筆	29,328 平方メートル	建物	〃	268.64 平方メートル	建物	〃	268.64 平方メートル	工作物	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139	一式	工作物	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139	一式
変 更 後			変 更 前																																		
1 財産の内容			1 財産の内容																																		
種類	所在地	数量	種類	所在地	数量																																
土地	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139ほか1筆	29,328 平方メートル	土地	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139ほか1筆	29,328 平方メートル																																
建物	〃	268.64 平方メートル	建物	〃	268.64 平方メートル																																
工作物	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139	一式	工作物	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番139	一式																																

条例名等	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例								
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費に係る被保険者等負担金について助成を行う市町村に交付する補助金の上限額を増額する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の医療費に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の2分の1に相当する経費の全額(現行 被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額が上限)を補助する。</p> <p>(2) 医療費が社会保険各法等の規定による医療に関する給付その他国又は地方公共団体の負担による給付の対象となる場合は、当該給付を市町村の助成に優先するものとする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする(2)及び(3)に関する事項を除き、令和6年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p><小児医療費助成制度の概要></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">助成対象者</td> <td>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>患者負担額</td> <td>○入院 1,200円/日 ○通院 530円/日 ➡ 無償</td> </tr> <tr> <td>県・市町村負担割合</td> <td>県 1/2、市町村 1/2(市町村が患者の自己負担分に助成した金額に対し、県がその助成金額の1/2を補助)</td> </tr> </table>	助成対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	所得制限	なし	患者負担額	○入院 1,200円/日 ○通院 530円/日 ➡ 無償	県・市町村負担割合	県 1/2、市町村 1/2(市町村が患者の自己負担分に助成した金額に対し、県がその助成金額の1/2を補助)
助成対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者								
所得制限	なし								
患者負担額	○入院 1,200円/日 ○通院 530円/日 ➡ 無償								
県・市町村負担割合	県 1/2、市町村 1/2(市町村が患者の自己負担分に助成した金額に対し、県がその助成金額の1/2を補助)								

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあつては、当該給付の額に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4号及び第5号に掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）</p> <p><u>(4) 別表第6号に掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(法令等による給付の優先)</u></p> <p><u>第5条 医療費が社会保険各法等の規定による医療に関する給付その他国又は地方公共団体の負担による給付の対象となる場合は、当該給付は第3条第1項の市町村の助成に優先する。</u></p> <p>(規則への委任)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下<u>この項</u>において「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあつては、当該給付の額に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>(規則への委任)</p>

第6条 略

別表（第3条関係）

（1）～（5） 略

（6） 児童

第5条 略

別表（第3条関係）

（1）～（5） 略

（6） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
の間にある者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第5条の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

子育て・人財局(単位:円)

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
						既収入 特定財源	未収入特定財源					
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債		
3	民生費	2 児童福祉費	こどもの国50周年に向けた整備事業費	子育て王国課	529,640,000	350,800,000						350,800,000
3	民生費	2 児童福祉費	幼稚園・障がい児福祉施設等送迎用バス等 安全対策事業費	子育て王国課	78,080,000	77,926,000		69,406,000				8,520,000
3	民生費	2 児童福祉費	児童福祉施設等における新型コロナウイルス 感染症拡大防止事業費	子育て王国課	81,197,000	81,197,000		27,880,000				53,317,000
3	民生費	2 児童福祉費	子育て世帯のレスパイト支援の充実事業費	家庭支援課	14,010,000	9,664,000	9,664,000					
4	衛生費	1 公衆衛生費	出産・子育て応援交付金事業費	家庭支援課	557,188,000	78,200,000		78,200,000				
子育て・人財局合計					1,260,115,000	597,787,000	9,664,000	175,486,000				412,637,000